

○常総市子ども・子育て会議条例

平成25年12月13日

条例第33号

改正 平成27年3月18日条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、常総市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、必要があると認めるときは、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 市内に事業所を有する事業主を代表する者
- (3) 市内に住所を有する労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(議事等)

第6条 会議は、会長が招集し、及びその議事を進行する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(常総市保育協議会設置条例の廃止)

- 3 常総市保育協議会設置条例(平成17年水海道市条例第96号)は、廃止する。
(常総市幼児施設設置協議会条例の廃止)

4 常総市幼児施設設置協議会条例（平成17年水海道市条例第133号）は、
廃止する。

附 則（平成27年条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。